

## 告示

### 埼玉県告示第三百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） コピオ飯能新光店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

（変更後） フーコットショッピングセンター飯能店

埼玉県飯能市新光一番一外（双柳土地区画整理地区内）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地 外 計四者

（変更後） 株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一 外 計四者

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日

#### ニ 届出年月日

令和三年三月十八日

#### 二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月二十六日から令和三年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課